

## 大崎市総合事業「通所型サービス」のサービス提供の考え方

国のガイドラインでの類型	現行の介護予防通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)																						
利用者	「要支援1・2の認定を受けている者」または「大崎市基本チェックリスト該当者」のうち、何らかの支援を得なければ日常生活を営むことが困難で、適正な支援を受けることにより、自立を促せる状態にある者																							
事業主体	大崎市の指定を受けた事業者（現行の介護予防通所介護事業所のほか、新規事業所）																							
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス、生活機能向上のための機能訓練等																							
サービス利用回数	1回3時間以上	ケアマネジメントに基づく 週2回を限度、1回2時間以上4時間未満であるが、4時間以上のサービス提供を妨げるものではない																						
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td><td>常勤専従1以上（支障が無い場合兼務）</td></tr> <tr> <td>生活相談員</td><td>専従1以上</td></tr> <tr> <td>看護職員</td><td>専従1以上</td></tr> <tr> <td>介護職員</td><td>利用者が15人まで 専従1以上</td></tr> <tr> <td></td><td>利用者が15人以上 専従1+ 必要数（15人を超える利用者1人当たり0.2人）</td></tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td><td>1以上（支障が無い場合のみ兼務可）</td></tr> </tbody> </table> <p>すべての従業者（看護師等及び介護保険法第8条第2項に規定する者等を除く）に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させてください。</p>	配置要件		管理者	常勤専従1以上（支障が無い場合兼務）	生活相談員	専従1以上	看護職員	専従1以上	介護職員	利用者が15人まで 専従1以上		利用者が15人以上 専従1+ 必要数（15人を超える利用者1人当たり0.2人）	機能訓練指導員	1以上（支障が無い場合のみ兼務可）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td><td>専従1以上（常勤の必要なく兼務可）</td></tr> <tr> <td>介護職員</td><td>利用者が15人まで 専従1以上</td></tr> <tr> <td></td><td>利用者が15人以上 専従1+ 必要数（15人を超える利用者1人当たり0.2人）</td></tr> </tbody> </table>	配置要件		管理者	専従1以上（常勤の必要なく兼務可）	介護職員	利用者が15人まで 専従1以上		利用者が15人以上 専従1+ 必要数（15人を超える利用者1人当たり0.2人）
配置要件																								
管理者	常勤専従1以上（支障が無い場合兼務）																							
生活相談員	専従1以上																							
看護職員	専従1以上																							
介護職員	利用者が15人まで 専従1以上																							
	利用者が15人以上 専従1+ 必要数（15人を超える利用者1人当たり0.2人）																							
機能訓練指導員	1以上（支障が無い場合のみ兼務可）																							
配置要件																								
管理者	専従1以上（常勤の必要なく兼務可）																							
介護職員	利用者が15人まで 専従1以上																							
	利用者が15人以上 専従1+ 必要数（15人を超える利用者1人当たり0.2人）																							
設備基準	食堂・機能訓練室（3m <sup>2</sup> ×利用定員以上） 静養室・相談室・事務室	サービスを提供するために必要な場所（3m <sup>2</sup> ×利用定員以上） — 消火設備・非常災害時に必要な設備 サービス提供のために必要な設備・備品																						
運営基準	個別サービス計画の作成、従事者の清潔の保持・健康状態の管理、従事者または従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供など																							
報酬等	大崎市総合事業「通所型サービス」の報酬等基準（資料3）参照																							
利用者負担	現行の介護保険給付での利用者負担割合と同じ（1～3割）																							
事業者の指定/補助	事業者指定																							
ケアマネジメント	現行の介護予防通所介護に同じ																							
請求方法	国保連合会へ請求																							
サービス利用限度額	現行に同じ																							